

# 東京電力福島第一原子力 発電所事故と農産物被害



八千代市農業委員  
黒澤 澄朗

八千代市から、東京電力福島第一原子力発電所まで約200kmの距離にありますが、八千代市産のタケノコとシイタケが出荷停止になりタケノコで50人、シイタケで15人が東京電力に損害賠償請求をしています。(私が、東京電力に八千代市の対象者数等を公表するよう求めましたが回答は頂けませんでしたので、市等が公表等しているものを掲載します。)

市内の農産物の風評等として、にんじんが約4,000万円の被害金額となっています。この損害賠償を、JA八千代市(八千代市農業協同組合)が窓口となって東京電力株式会社に請求し、賠償金は既に各農家へ支払われています。

また、シイタケやタケノコは、概算で約900万円の被害金額が想定されており、その他の農産物についても同様に、各農家が損害賠償請求を行っています。

市では、JA八千代市と協力し、風評被害等による損害を受けたと思われる農業者を対象に、損害賠償請求に係る説明会を開催するよう東京電力に要請し、平成24年3月9日から7回にわたり損害賠償請求に係る説明会が実施されています。

併せて市及び八千代市農業協同組合の窓口で、損害賠償請求のための資料の配布なども行っています。(市：平成24年12月18日)

千葉県では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連して、県内農産物の放射性物質検査結果を公表しています。

これまでに検査した野菜については、放射性セシウムは基準以下であることが確認されています。(県：平成25年3月26日現在)

調査実施市町村：53

調査実施品目及び検体数：94品目 2,210検体

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等(県：平成25年4月16日現在)での千葉県産の出荷制限品目。

放射性物質検査：主要産地では市町村ごとに3検体以上検査する。その他の市町村では1体以上検査して、基準値を超えている場合は、追加で

2検体検査する。

出荷制限解除の条件：原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であること。

※3か所の中には出荷がかかった際の検体採取地が含まれる。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等(平成25年4月16日現在)は下記のとおりです。

**野菜類**

原木シイタケ(露地栽培)

千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市、山武市

原木シイタケ(施設栽培)

君津市、富津市、山武市

タケノコ

木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町

**水産物**

ギンブナ 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)

肉 イノシシの肉 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針の基づき管理されるイノシシの肉を除く。

**その他** 茶 成田市

**千葉県市町村別農水産物の自粛状況**

(県：平成25年3月25日現在)

シイタケ(原木・露地・乾)

市原市、野田市、成田市、四街道市、香取市、多古町、匝瑳市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市

ゆず 松戸市

タケノコ 流山市、印西市

モツゴ・コイ 手賀沼

ギンブナ 利根川(手賀沼漁協、印旛沼漁協、佐原漁協)

ウナギ 北総漁協、笹川漁協、中利根漁協

スズキ 銚子・九十九里沖(銚子市漁協、海匠漁協、九十九里漁協)

環境省では、長期的な追加被ばく総量が年間1ミリシーベルト以下となるよう、「放射線物質環境措置法」において毎時0.23マイクロシーベルトという値を定めています。

八千代市では、この0.23マイクロシーベルトを対応目標値とし、目標を超えた箇所について、特に子どもが集まる生活環境の施設等については、優先して除去対策を実施しています。

なお、今後測定結果を公表する際には、対処目標値と比較しやすいよう、掲載を工夫します。(市：平成24年11月5日)

人が自然界から受ける日本での平均総被曝量(1992年、原子力安全研究協会「生活安全放射線」)

年間1.5ミリシーベルト(食物から0.4、空気から0.4、宇宙から0.3、地面から0.4)

※食物(炭素14・カリウム40)、空気(ラドン220・ラドン222)、宇宙(水素3・ベリリウム7・ナトリウム24・炭素14)、地面(ウラン238・トリウム232・カリウム40)

環境中に残る放射性物質の種類及び半減期は、セシウム137(ベータ線・ガンマ線)30.1年、ストロンチウム90(ベータ線)29.1年、プルトニウム239(アルファ線)24,100年、アメリシウム241(アルファ線)433年。

使用済み燃料に含まれる放射性物質の種類及び半減期は、プルトニウム239(アルファ線)24,100年、セシウム137(ベータ線)30.1年、ストロンチウム90(ベータ線)28.8年、クリプトン85(ベータ線)10.8年、セシウム134(ベータ線)2.06年、セリウム144(ベータ線)285日、バリウム140(ベータ線)12.8日、ヨウ素131(ベータ線)8.02日、キセノン133(ベータ線)5.24日(ニュートン別冊きちんと知りたい 原発のしくみと放射能)

※セシウム137は、土の性質によって異なるが水田や畑の土からは、滞留半減時間が早く減る報告がされています。

放射線セシウム(137・134)の新基準値は(2012.4.1)食品群の規制値(単位：ベクレル/kg)一般食品100、乳児用食品50、牛乳50、飲料水10(飲料水は世界保健機関が示している指標値)

※米、牛肉、大豆製造や・加工品には経過措置を設定

東京電力への補償請求については、東京電力に直接請求、原子力賠償紛争解決センターに和解仲介の申立、訴訟の提起があります。

原子力賠償紛争解決センターへの和解の申立件数、既存件数及び累計未済件数は、センター開設(平成23年9月)から平成24年12月まで、申立件数5,063件、既済件数1,862件、内訳：和解成立1,204件(一部和解成立246件、仮払和解成立80件を含む)、打ち切り272件、取下げ385件、却下1件で、平成24年末の未済件数は3,201件であるが、平成25年1月末での累計未済件数は3,110件となっている。

平成24年の損害項目申立総件数は4,542件。

内訳：避難費用2,147件、生命・身体的損害660件、営業損害1,564件、就労不能損害1,048件、検査費用349件、財産価値喪失等793件(うち不動産関連485件)。

※重複計算のため内訳件数が多くなる。

業種別申立件数(営業損害1,564件)。

内訳：農林水産業192件、製造業加工業245件、販売業305件、建設業69件、不動産業97件、医療業29件、サービス業666件(前記に含まれない業種)。

※重複計算のため内訳件数が多くなる。

平成25年3月5日24文科開第833号付け文部科学省研究開発局長から東京電力株式会社取締役兼代表執行役社長に原子力損害賠償センター活動報告書の公表に係る被害を受けた方への対応に関する要請をしています。原文は下記のとおりです。

今般、原子力損害賠償紛争解決センター(以下「ADRセンター」という。)は平成24年1月から12月までの活動を「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成24年における状況について～」として取りまとめました。

当該報告書においては、ADRセンターへの電話による問合せの状況として、貴社への意見、要望、不満が3割を占め、具体的に下記のような事例が寄せられていることが報告されました。

・「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電

事故による原子力損害の範囲の判定等に関する「中間指針」に個別に明記されていない損害は支払われないと言われた。

- 貴社への直接請求とADRセンターへの申立を両方行っている場合に、直接請求の手続きを進めてもらえない。
- 過去にADRセンターで和解し、その他損害賠償を直接請求で解決しようとしたが、貴社所定の請求用紙（特に、包括請求書についての事例が多い。）を送付してもらえず、貴社に送付を依頼しても拒否された。

当省では、これまでも貴社に対して文書や口頭にて、被害を受けられた方に対する誠意のある対応を要請してきたところですが、いまだに上記のような対応を受けられた方の声が届いています。

当省としては、貴社に対し、上記のような状況を鑑みつつ、被害を受けられた方の迅速な救済という損害賠償の原点に立ち、被害を受けた方に対する誠意ある対応の徹底を改めて要請します。

東京電力の賠償基準の問題点は、中間指針に具体的な記載のあるものしか賠償の対象としない点にあり、この点は、法や中間指針の趣旨に反する。

東京電力の末端の賠償窓口では、当センターへの申立てをした者に対する不当な差別的取扱いと、これによる賠償の遅れが後を絶たない。この点について申立人から苦情があれば、当センターは、東京電力に是正を促しているの、安心して申立をしてほしい。

東京電力は、直接賠償においても、当センターの手続きにおいても、協調的紛争解決モデルに沿わない行動がみられる。

損害算定分野における東京電力の考え方は、貸借対照表や損益計算書に過度に依存したもので、賛成できない。当センターは、会計ルール、会計学にとらわれることなく、損害の実態を踏まえて、適正な損害算定を行って行く。(ADRセンター)

私自身、千葉県八千代市の農業経営者で、東電福島第一原発事故により農作物の被害を受けて、東京電力と損害賠償の交渉等をしていますが、原木シイタケ（県より平成24年9月19日付の放射能

測定結果報告書により160bg/kgの通知を受けた）は合意には至っておりませんし、交渉の担当者から迅速かつ誠意を持った対応を受けていません。

東京電力が国等からの指導も改まっていないのを憂慮していますとともに、今回の大災害により復興の税負担が新設されるのを機会に、従来の東京電力的な企業意識から、本来あるべき姿の社会的責任を果たすことが災害等受けられた人々並びに日本国民にその義務と責任であると思います。東京電力の企業の社会的責任（CSR）の再考を求めます。

最後になりますが、電気連合事業会・東京電力発行の冊子の紙面は、メリットが主でデメリット欄の掲載はほんの一部です。

例えば、

①❶大地震や津波が起きても原子力発電所は大丈夫ですか？

❶原子力発電所の重要な整備は、大きな地震にも津波にも耐えられるように設計しています。また、新しい知見が得られた場合には、全ての発電所に対策を行うなど、より安全を目指した取り組みを行っています。

②❶原子力発電所の事故の教訓はどう生かされているの？

❶原子力産業界全体で情報を共有し、安全意識を高めるとともに、事故を防ぐための様々な取組を行っています。

(前記①②電気連合会発行の原子力2011 [コンセンサス])

東電福島第一原発事故に関して、2011年3月16日に自治労徳永委員長が組合員向け談話を発表し、自治労は、原発の危険性を指摘し、原子力の防災の重要性を訴えてきた立場から「国民にわかるような情報の開示を政府・関係企業」を求めました。

政府等が開示した情報などを国民が本当にしているのか。現在、原子力災害対策指針（改定原案）に対する意見募集をしていますので、この大災害を教訓に、災害から命と暮らしと財産と権利を保障できる社会の実現のための一人一人の力を結集して国民に反映された内容になることを期待しています。